

1. 会合名	引受けに関するワーキング・グループ（第 52 回）
2. 日 時	平成 24 年 7 月 26 日（木）10:00～11:00
3. 議 案	1. ライツ・オフアリングに関する実務について （1）ライツ・オフアリングにより割り当てられた新株予約権証券に関する顧客への情報提供のあり方 （2）外国居住者による行使の制限に当たっての実務 2. その他
4. 主な内容	1. ライツ・オフアリングに関する実務について ライツ・オフアリングにより新株予約権を割り当てられた顧客に対する情報提供のあり方及び米国居住者による新株予約権の行使を制限する方法について、実務の観点から検討を行うため、事務局より資料に基づき説明がなされ、大要以下のとおり意見交換がなされた。 【主な意見】 （1）ライツ・オフアリングにより割り当てられた新株予約権証券に関する顧客への情報提供のあり方について ・ 新株予約権の割当てを受けた顧客に対する情報提供は、ビジネスの観点から、口座管理機関が行う場合と引受証券会社が行う場合とでレベルを切り分ける必要があると考えているが、本ワーキングにおいては、これらの情報提供について同じレベルで行うことを出発点として検討していくということか。 → 口座管理機関が行う情報提供と比較して、引受証券会社が行う情報提供ではより深いレベルでの説明がなされると考えられるが、どのレベルまで説明するかには個社ごとにばらつきがあると思われ、標準形をまとめていくことは難しいのではないか。本ワーキングでは、口座管理機関が行う情報提供と引受証券会社が行う情報提供に共通して説明が必要と考えられる事項について、検討していくことになると思う。 → ノンコミットメント型で引受証券会社がない場合も視野に入れて、口座管理機関としてどこまで説明すべきかを検討していくべきである。 ・ A T C ワーキングにおける問題提起は、口座管理機関である以上、積極的に顧客に説明（情報提供）するべきであるという前提か。 → 証券会社が進んで情報提供することを必須とまでは捉えられていないと考えるが、どの証券会社においても、新株予約権が割り当てられた顧客から制度等の説明を求められる場面があり得るため、業界として、最低限説明すべき事項について、共有すべきという問題提起かと認識している。 → 証券会社が能動的に説明するのではなく、顧客から質問を受けた場合に答えるという受け身のスタンスで構わないという理解でよいか。 → どちらのスタンスでなければならないということではないが、金融庁の開示制度ワーキング・グループにおいても、証券会社には制度の周知の役割も期待

	されているということもあり、少なくとも、顧客から制度の説明を求められたのに何も対応しないという姿勢は採り得ないのではないかと。 ・ 一般的には、発行会社は何らかのコーポレートアクションをとった場合、口座管理機関は重要な事項については約款等に基づいて顧客に通知している。この通知に際して交付する資料については、各社で整理しているのではないかと。 当該通知は顧客に対するいわばアフター・サービスの一環として行っており、この通知の際に交付する資料は広告等には当たらないという認識である。 ・ 発行会社が作成した資料を証券会社が用いる場合、一定レベル以上の内容が書いてあれば広告規制の適用対象になり得るのか。 → 発行会社で作成する資料について、そもそも広告規制の対象となり得るのか、なり得るとすれば広告規制の対象となる記載内容のレベル感を確認することが必要であろう。なお、現在は、証券会社が説明用資料を作成する場合は、広告規制の適用の対象となり得ると想定している。 ・ 例えば、顧客から「売った方がいいのか？」と質問された場合、それに答えることも規制の適用を受けるのか。 → 説明資料が広告等に該当するかどうかと、口頭での説明や回答が規制の対象となるかは必ずしもリンクしないと考えられる。 以上の意見交換を踏まえ、本ワーキングでは、発行会社で作成する資料に盛り込まれるべき内容を検討・共有していくこととされた。 (2) 外国居住者による行使の制限に当たっての実務について ・ 行使請求取次依頼書の雛形等は、個別案件ごとに記載内容が異なる点が出てくると思われるため、ベースとなる内容を本ワーキングで検討した上で、個別案件ごとに適宜バリエーションを持たせる運営が望ましいと考えられる。 ・ 米国以外の国や地域の規制も意識して対応を検討すべきではないかと。 ・ 口座管理機関に新株予約権の行使請求を行うことが、すなわち米国所在でない宣誓を行うことになる仕組みの取次依頼書とする場合、誤って宣誓してしまった場合や、悪意を持って虚偽の宣誓を行う者が現れた場合は、どのような対応になると想定しているのか。 → そのような場合の効果までまだ研究している訳ではない。まず、ノンコミットメントの証券会社をはじめとして、口座管理機関の窓口にて煩雑かつ追加的な事務を発生させることなく、米国所在でない旨の宣誓を取り付けるにはどう
--	---

	すればよいか、という観点でのアイデアである。 そもそも、カストディアンが海外の投資家の代わりに行使請求してきた場合、当該投資家の真正なる所在地を確認することは困難であり、現に行使請求が行われた場面ではその手続を円滑に進めなければならない、極めて限られた時間の中で両方の機能を果たすには、ある程度割り切りざるを得ない。 もちろん、米国法への対応という観点で有効なものである必要があるので、今後、確認しながら、詰めていきたい。 2. その他 コミットメント型ライツ・オフERINGを実施した際、オフERING期間中にコミットメント証券会社の自己売買部門で当該銘柄の株式を売買することが可能かどうかを確認すべきではないか、との提案がなされた。 以 上
5. その他	特になし ※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問合せ先	自主規制本部 エクイティ市場部（03-3667-8647）